

一般財団法人広島県教育職員互助組合費用弁償規程

(昭和47年7月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第62条第3項の規定によって、役員に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 役員が、一般財団法人広島県教育職員互助組合（以下「互助組合」という。）の業務のため旅行した場合における旅費は、互助組合において支給する。

2 前項の旅費の支給額及び支給方法は、広島県教育委員会事務局の例による。

附 則

この規程は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

2 改正後の規程第2条第2項の規定は、昭和60年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、一般財団法人への移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。